

平成29年度 自立相談支援事業従事者養成研修
【後期】就労支援員養成研修

大阪府と府内市町村が共同で進める就労支援

平成29年12月7日

大阪府福祉部地域福祉推進室
社会援護課生活支援グループ
津崎 信吾

生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割

都道府県	求められる主な役割・機能
町村を所管する福祉事務所設置自治体	相談支援体制の整備や支援
	必要な支援メニューの整備や支援
	必要な地域支援ネットワークの構築
	体制整備の推進や支援
	相談事例の他市町村への提供
広域自治体	支援メニューに関する市等への情報提供
	市等の支援メニュー整備に係る誘導策の実施
	相談支援員等人材育成に係る研修の実施
	広域における就労支援策の開拓・情報提供

平成25年度モデル事業について

概要

- 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）に関しては、事業所の自主事業と位置付けられ大阪府は指定都市・中核市を除く事業所に対し就労訓練事業実施の認定を行うこととされた。
- 生活困窮者が一般就労に就くためには、就労訓練事業が重要な役割を担うため、事業実施にあたり事業所の協力を得るうえでは、できるだけ早期の普及啓発に取り組むべきとの考えから実施。
- 指定都市・中核市を除く1,500事業所を対象に意向調査を実施。（（有）地域・研究アシスト事務所へ委託）
- 意向調査により「就労訓練の実施経験がある」または「実施意向のある事業所」を個別訪問し、試行実施の協力を依頼。説明会を2回開催し、生活困窮者自立支援制度の概要説明や就労訓練を先進的に行っている事例紹介等を実施。（（株）東京リーガルマインドへ委託）

調査

集計・分析

報告書

説明会

訪問・試行実施

説明会

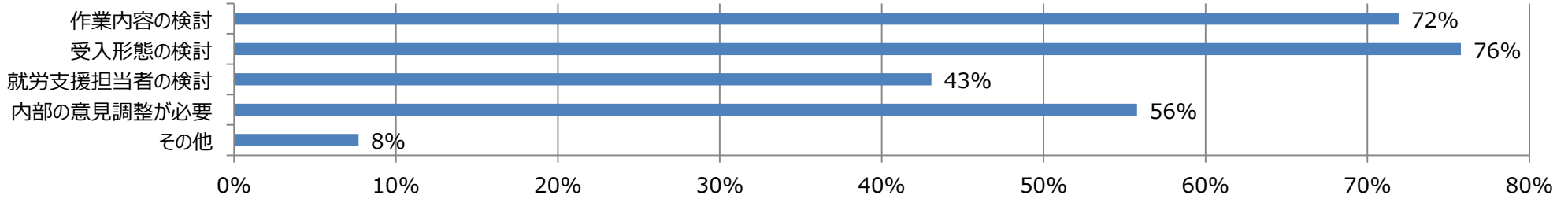
事例集

成果

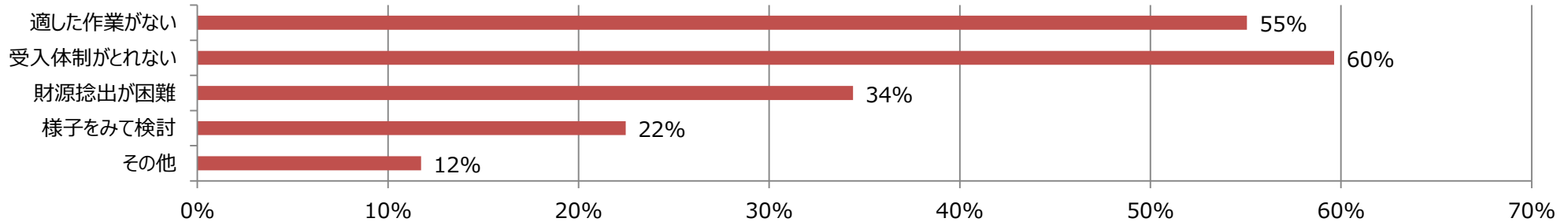
- 事業所の意向調査において、法人種別・従業員規模別等、様々な角度から就労訓練事業の実態が把握できた。特に「中間的就労の認知」については社会福祉法人や生協、NPO法人では半数以上が認知していた。
- 「今後、就労訓練事業の実施を検討できる」という事業所が260事業所あり、さらに、「検討できると回答した事業所」の実施を検討するにあたっての課題に関して分析することができた。
- 27年度の事業実施について、働きかける事業所の絞り込みと解決すべき課題が明確となった。

平成25年度モデル事業 調査結果（抜粋）

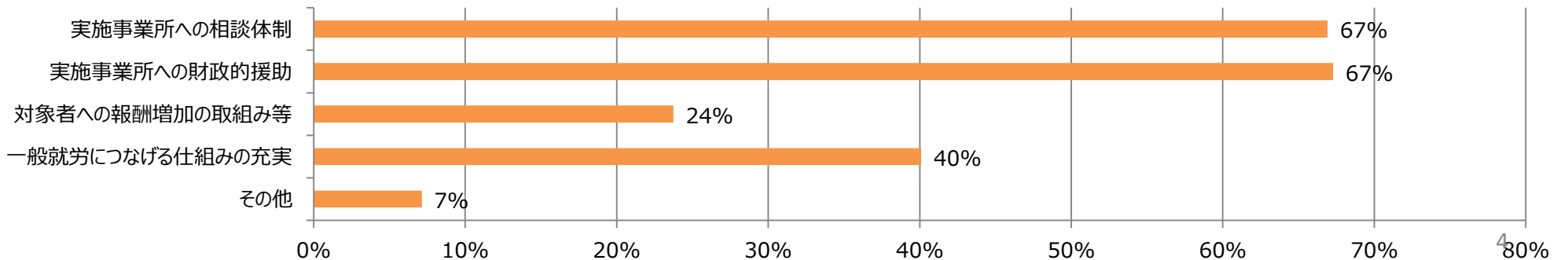
就労訓練を実施を検討するにあたっての課題 複数回答（N=260）



就労訓練の実施が困難な理由 複数回答（N=503）



就労訓練を広げていくために必要と思われる支援 複数回答（N=813）



平成26年度モデル事業について

概要

- 平成25年度意向調査により、「就労訓練事業を実施したい」という事業所が確認でき、そうした事業所において、就労訓練事業を試行実施し、平成27年度の施行に向けて課題を整理する。
- 府内の事業所に対して制度を周知し、平成27年度の施行時に就労訓練事業の実施を希望する事業所を多数確保すること。
- 指定都市・中核市を含む府内に所在する事業所に対して説明会を3回開催し、就労訓練事業への参画を促進するため200以上の事業所を個別訪問。
- 個別訪問した事業所において就労訓練事業を試行実施し、実施における課題等を抽出、その解決方法を検討。
- 事例集・マニュアル集の作成。より多くの事業所が就労訓練事業に取り組めるような参加促進の方法や実施にあたっての利用者と事業所のマッチング方法を提案。
(A'ワーク創造館、エル・チャレンジ、一般社団法人Me2の共同事業体「おおさか就労訓練事業促進支援センター」へ委託して実施。)

福祉事務所
モデル事業実施
自立相談支援機関



試行実施対象者の
選定
事業所情報の
提供

委託先
おおさか就労訓練事業
促進支援センター



説明会実施
個別訪問
試行実施

事業所
(社福・NPO・生協
営利法人等)

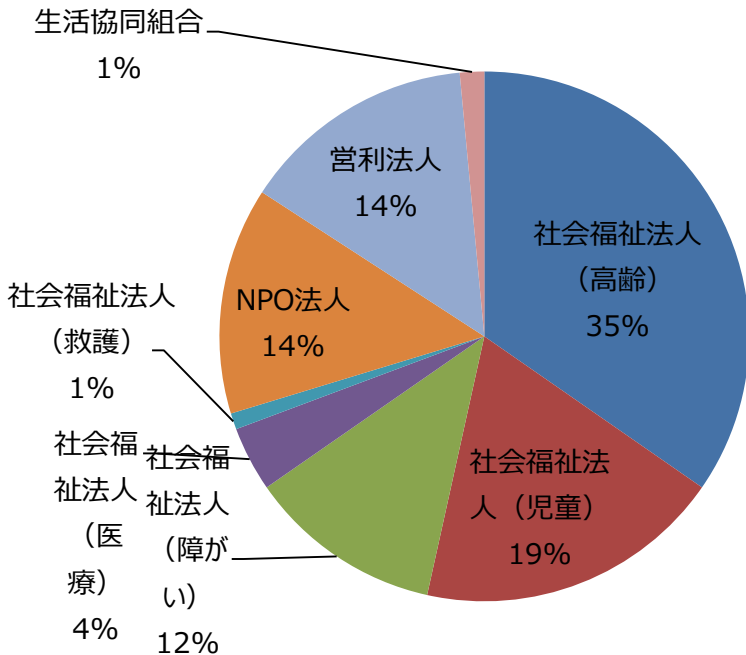


平成26年度モデル事業について

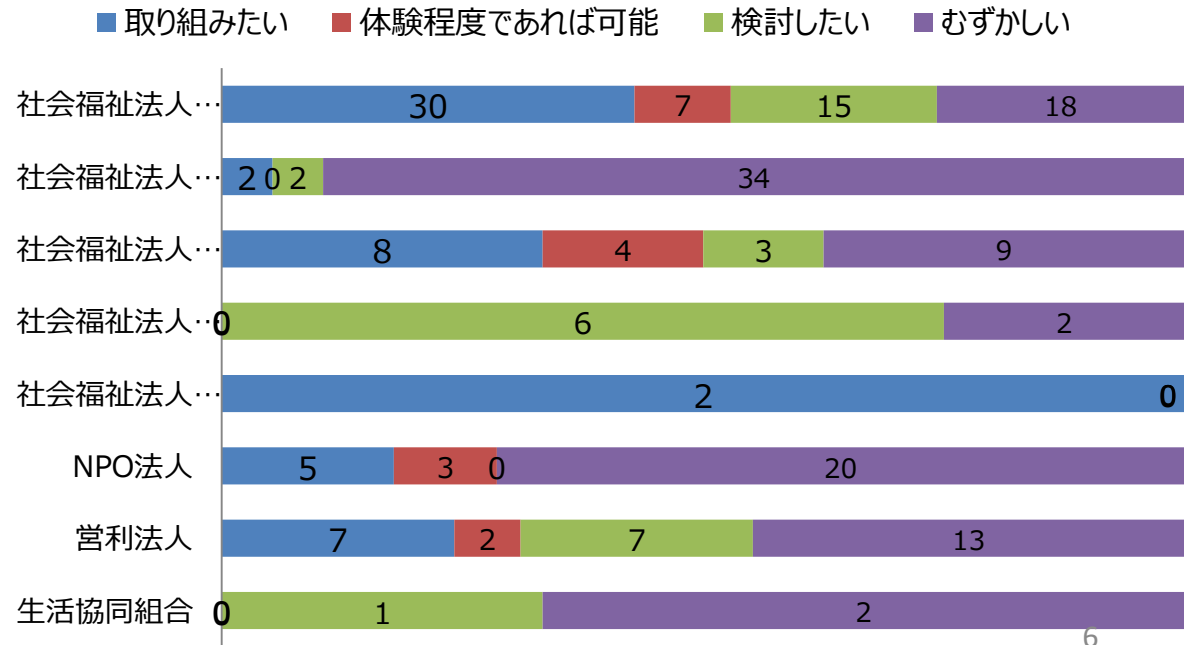
成果

- 個別訪問により施行後に、認定申請を行う意思のある事業所を複数確認することができ、さらに事業実施にあたり多くの事業所が抱く疑問点について整理することができた。
- 就労訓練事業への参加促進にあたっては、事業所側のメリットとして「社会貢献」という理念的な側面だけでなく「人材育成」という実用的なメリットを訴えていくという視点が得られた。
- 実施内容については、事業所に対して利用者向けのメニューを用意してもらうのではなく、事業所にある業務のうち、訓練メニューとして提供してもらう「業務分解」の考え方を提示することができた。

訪問事業所種別 (n=202)



法人別意向 (n=202)



平成27年度の就労支援に関する取り組みについて

就労訓練事業の認定

- 就労訓練事業の認定を行う大阪府を含む府内の指定都市と中核市による就労訓練事業の認定権者会議を開催。（平成26年度より実施。）
 - ⇒ 認定に関する考え方について、府内で大きな違いが生じないように意思統一を図る。
 - ⇒ 各市等の認定情報を共有するため、大阪府で認定情報を集約しHPに掲載。併せて、府内自治体担当課及び自立相談支援機関へ情報提供を行う。
- 認定件数 4 8 4 事業所のうち 5 1 事業所を大阪府内で認定。指定都市・中核市を含む 9 9 事業所が認定を受けている。（厚生労働省調査「認定就労訓練事業所の認定状況（平成 2 7 年度）」）
- 認定を受ける事業所が増える一方で、自立相談支援機関における就労訓練事業の利用件数が進んでいないことを受け、就労訓練事業所の就労支援担当者、自治体担当者、自立相談支援機関の相談員との意見交換会を平成27年12月に開催。 ⇒ 就労訓練事業の利用件数（指定都市・中核市含む） 4月～11月 29件 12月～3月 24件

その他の取り組み

- 市町村会議を4回開催。関係する制度や任意事業に取り組んでいる自治体の情報提供、担当者間の意見交換等の場とし、就労準備支援事業等の任意事業の取組促進や円滑な事業実施を支援。
- 7月から9月にかけて府内全自治体を訪問し、実施状況のヒヤリングを行い、その内容を府内自治体にフィードバック。
- 府商工労働部就業促進課が実施する「地域人づくり事業（就職困難者のための地域雇用創出プロジェクト）」との連携。
- 国が実施する相談支援員養成研修の伝達研修を、国研修参加者を講師として4回実施し、相談員の技術向上を支援。
- 複数の自治体で就労支援を共同実施する広域就労支援事業の提案。

生活困窮者の就労支援推進に向けた取組と課題

見えてきた課題

- 自立相談支援機関では、相談が多く寄せられている一方、支援困難なケースが多く体制も不十分。
- 福祉担当者が多いことから就労支援に結びつけるための支援手法が乏しい。
- 認定事業所数は多いものの、社会福祉法人（高齢者関係）の事業所が多く訓練内容に偏りがある。

支援員の技術向上 出口につなぐ仕組みづくり 多様な出口の確保



推進に向けた取組み

- 市町村会議の場において、自治体担当者間で就労準備支援事業等、任意事業の取組を促進するための意見交換会を実施。
- 府内自治体を訪問し、実施状況のヒヤリングとともに実施内容のフィードバック。
- 自立相談支援機関の支援員向けの研修の充実と事例検討等を含めたブロックごとの学習会等の実施。
- 大阪府を含めた複数の自治体が共同で、必要な社会資源の開発や連携の仕組みづくり、自立相談支援機関の相談員等のノウハウの獲得等を目的に、自立相談支援機関が行う就労支援プランへの助言や就労支援に協力する事業所の開拓などを行う「平成28年度大阪府生活困窮者等広域就労支援事業」の実施。

大阪府生活困窮者等広域就労支援事業

参加自治体

大阪府

東大阪市

岸和田市

池田市

泉大津市

泉佐野市

河内長野市

羽曳野市

摂津市

・キャリア・カウンセラーなど。専門的な視点から支援。
・委託先以外に所属する者が従事することも想定

就労支援専門員

委託先事業者

統括者 1人

サービス提供

支援担当者 3人

補助

事業所開拓員 2人

・アセスメントや支援プラン作成への助言。
・支援調整会議への参加など。
・支援者と事業所とのマッチング。

補助

・「職場体験」「就労体験」「就労先」「就農体験(訓練)」などの協力事業所を開拓。

開拓

・「職場体験」「就労体験」「就農体験」のコーディネート
・キャリア・コンサルティングなど求職活動に向けた能力形成

民間企業

ハローワーク

農業法人

社会福祉法人

NPO

地域の社会資源

・日常生活自立に関する支援。
・社会自立に関する支援

外補

支援

「職場体験」「就労体験」「就農体験」「就労訓練」「一般就労」

支援

「職場体験」「就労体験」「就農体験」「就労訓練」「一般就労」

支援対象者

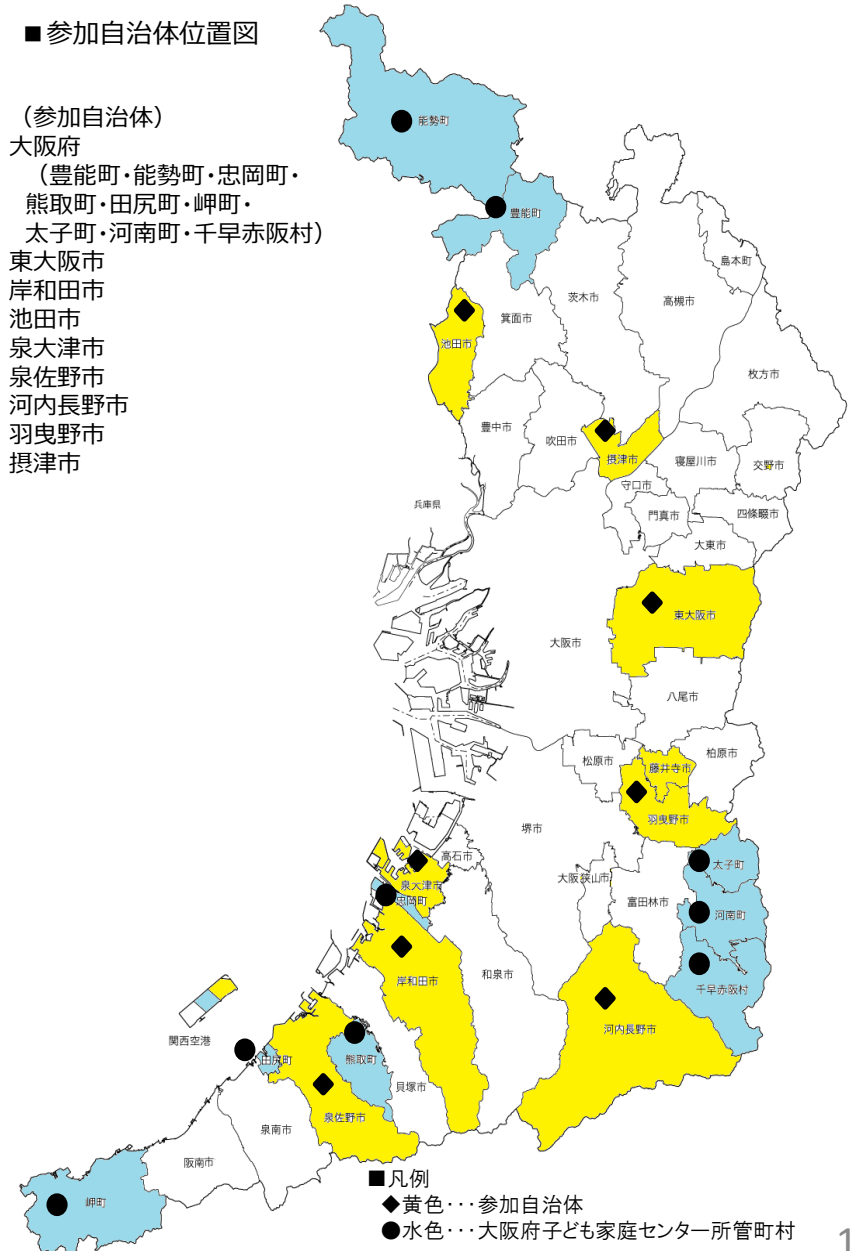
平成29年度の実施内容

1 実施内容

項目	内容
参加自治体	9自治体（大阪府を含む）
実施方法	委託（A'ワーク創造館）
契約手法	大阪府が委託先と契約を締結。参加自治体は代表自治体に負担金支払。
支援内容	<p>①自立相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成への助言、支援調整会議への参加等。 <p>②就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協力事業所（「職場体験」や「就労体験」の受け入れ）」の開拓。 ・開拓した協力事業と自立相談支援機関より依頼を受けたケースとのマッチング。 ・就労体験実施に係るプログラムの作成。 ・就労準備支援講座などのプログラムの企画運営に関する助言。 ・支援困難ケースに対する臨床心理士による面談。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GATB検査（職業適性検査）の実施によるアセスメントのサポート ・就労支援に関する専門的な研修の実施
実施期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
開拓予定地域	参加自治体管内及びその周辺自治体
費用負担	参加自治体で按分（基本負担額+稼働年齢層人口割負担額）
備考	「被保護者就労準備支援事業」を併せて実施することを想定。

■参加自治体位置図

（参加自治体）
 大阪府
 （豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村）
 東大阪市
 岸和田市
 池田市
 泉大津市
 泉佐野市
 河内長野市
 羽曳野市
 摂津市



（※）「職場体験」「就労体験」の受入事業所への謝礼

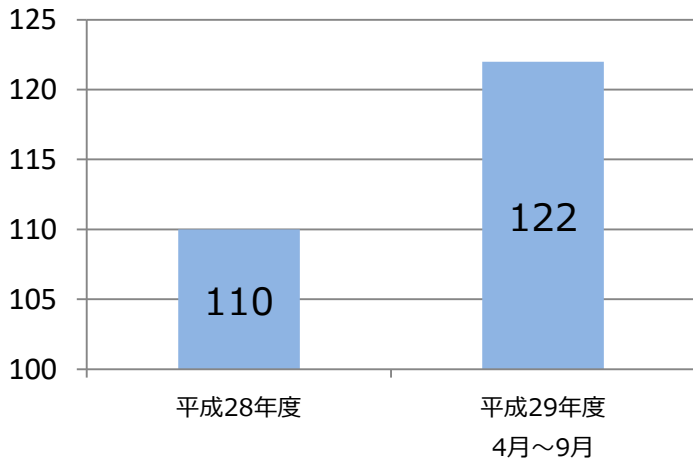
参加自治体で共同で負担する委託料とは別に、「職場体験」「就労体験」の受入先事業所に対する謝礼は自治体ごとに参加見込を立てて予算要求。なお、利用者の保険料は別途算出。

事業所への支払いは委託先事業者が行い、月ごとに実績額を自治体へ請求。

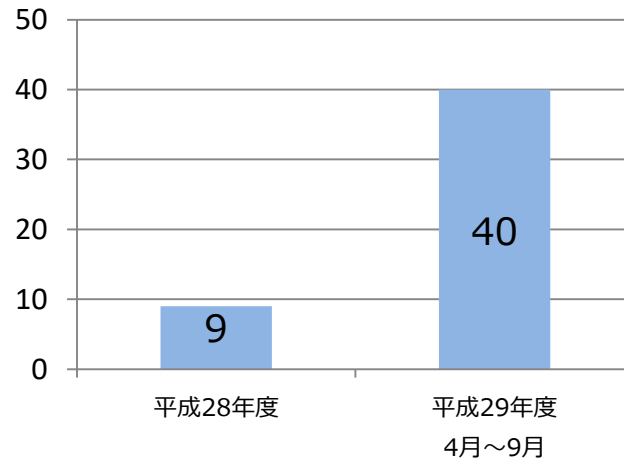
生活困窮者等広域就労支援事業実績

- ① 「**自立相談支援事業に関する業務**」…アセスメント及び支援プラン策定、支援調整会議参加による相談ケース支援業務
- ② 「**就労体験に係る業務**」…協力事業所と相談ケースのマッチング、就労体験及び見学の実施に係る業務
- ③ 「**就労準備及び被保護者就労準備業務**」…就労準備講座の企画運営、臨床心理士による面談実施

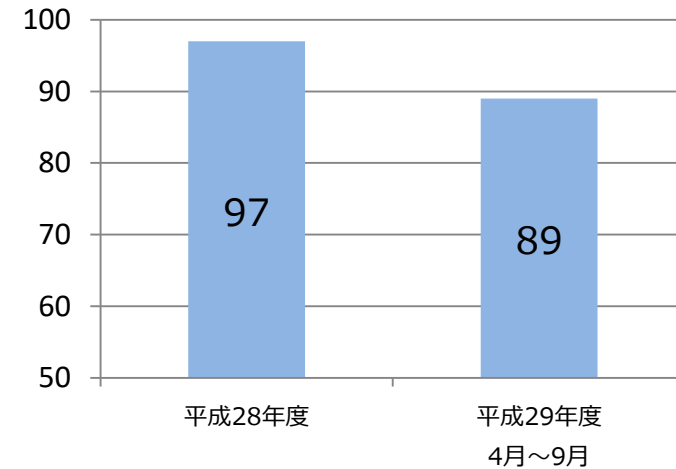
① 自立相談支援事業に関する業務



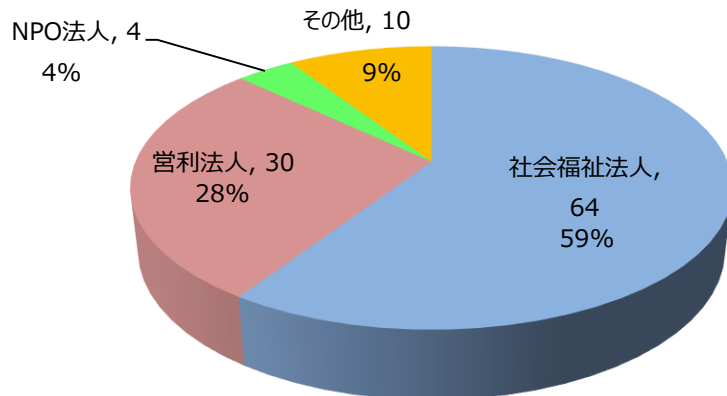
② 就労体験に係る業務



③ 就労準備及び被保護者就労準備業務



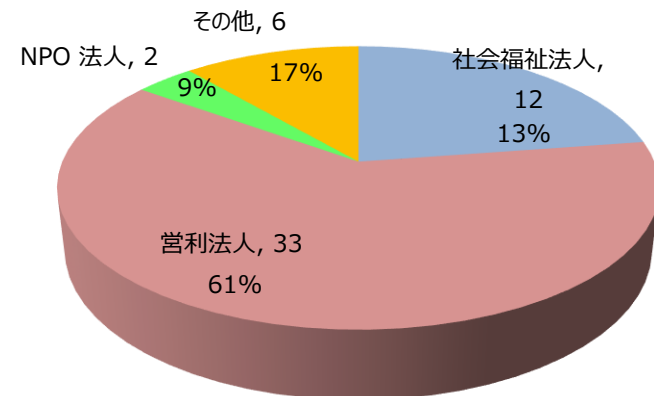
平成28年度



協力事業所：108事業所

協力事業所新規開拓数

平成29年度（4月～9月）



協力事業所：53事業所

大阪府生活困窮者等広域就労支援事業の方向性

これまでに見えてきた課題

項目	内容
就労支援対象者数の減少	<ul style="list-style-type: none">・府内の新規相談の受付において、就労支援対象者数が減少傾向にある。 (平成28年4月～7月：1,077件、平成29年4月～7月：967件)。・他制度、他機関による支援策で対応しているという可能性もある一方で、ひきこもり状態にある等一般就労から距離のある支援困難な相談ケースを自立相談支援機関で受け付けており、対象者が減少しているとも考えられる。
支援困難ケースへの対応	<ul style="list-style-type: none">・現在、発達障がい（または疑われる）のケース、メンタルヘルスを要するケース等、中長期的なプランで就労支援を行う必要のあるケースが少なくない。・特別な配慮を要する方々への就労支援においては、様々な就労体験を積むことが効果的であると考えられるが、困難ケースに対応してくれる事業所は少ない。

平成30年度の対応

項目	内容
就労体験メニューの充実	<ul style="list-style-type: none">・これまでに開拓してきた事業所において、就労体験のメニューの充実を図る。・豊富な就労体験のメニューを有することで、多様な相談ケースを受け付けることが可能となり、アセスメント及び支援プランの幅が広がる。・これらにより、新規相談の受付において就労支援対象者数の増加を図ることができる。
就労体験の実施促進	<ul style="list-style-type: none">・就労体験メニューの充実を図るとともに、メニューを活用した支援の促進を更に進める。・支援者には、就労体験の実施を通じて支援のスキルアップを促す。 事業所には、ケースを受け入れてもらうことにより、ケースが抱える課題や対応を支援者と共有することが可能となり、受け入れの不安軽減を図る。・これらにより、支援困難ケースにおいても就労体験を通じて、支援の幅を広げることができる。